

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和4年1月14日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉田 知史

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

電子取引データ保存の義務化

令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しが行われました。今回はこの令和3年度の改正における電子取引に関する事項及び令和4年度の税制改正における宥恕措置について具体的にご説明いたします。

1. 税制改正の宥恕措置

①令和4年度税制改正の背景

大企業であっても施行日までの間に対応未完了（準備中）の事業者が多数で、中小企業においては制度の認知が十分に進んでいません。令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた電子取引データは、保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存が可能となります（2年間の宥恕措置）。この宥恕措置の適用にあたって、納税者から税務署長への手続などはありません。

②国税庁によると、宥恕措置期間中における納税者の具体的な対応イメージは電子取引の取引情報（請求書、領収書など）の電子データを従前と同様に書面に出力して保存し、税務調査があった場合には、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった」や「今後、保存に係るシステムを整備する意向は有している（現時点で未整備）」など、その事情を口頭で回答することとされています。しかし、電子データ保存の義務化は既に施行されているのでしっかりと対応していく必要があります。

2. 電子取引とは？

電子取引とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項のこと）の受け渡しを電磁的方法により行う取引のことをいいます。例を挙げると、EDI（電子データ交換）取引、インターネット等による取引、電子メール取引情報を受け渡しする取引（添付ファイルによる場合を含む）、楽天やAmazon等のネットサイトで商品を購入する場合等のことを言います。

3. 書面保存の廃止

今回の改正では電子取引では書面による保存ができなくなりました。申告所得税及び法人税においては電子取引について、電子データによる保存が義務付けられ、電子データをプリンタ等で印刷した書面等を保存することは認められなくなりました。ただし、消費税における電子取引の取引情報等に係る電子データについては、引き続き出力した書面による保存が可能です。

4. 電子データの保存場所はどこか？

電子メールにより取引情報を受け渡しする取引を行った場合、電子取引に該当するため、その取引情報に係る電子データの保存が必要となります。この電子データの保存とは「電子メール本文に取引情報が記載されている場合は電子メール」「電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）を受け渡しされた場合は添付ファイル」を、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保持することをいいます。取引情報の含まれない電子メールは保存の必要はありません。

5. 電子取引データの保存に関する規定

前提条件	①事前承認	不要
入力期間	②通常の期間（最長2カ月以内）を経過した後速やかに（概ね7営業日以内）	○
関係書類	③システム関係書類を備え付けること（自社開発のプログラムを使用する場合に限る）	○
見読装置	④PC、ディスプレイ、プリンタ、操作マニュアル等を備え付け、明瞭な状態で速やかに出力	○
※検索機能	⑤一定の検索機能（取引年月日、取引金額、取引先名）の確保	○
保存措置	⑥発行者によるタイムスタンプ付与	⑥～⑨のいずれかを充足
	⑦受領者によるタイムスタンプ付与	
	⑧訂正・削除履歴の確保	
	⑨訂正・削除の防止に関する事務処理の規程	

6. まとめ ※検索機能をつけておくことが重要となり、専用ソフトを使用しない場合は非常に手間がかかります

電子取引より、書面出力による保存は認められなくなり、メール添付の請求書を印刷して保存しても国税関係書類を保存していることにはなりません。この機会に自計化システムの導入を検討されてはいかがでしょうか。弊社ではFX2・FX4クラウドシステムの導入を推奨しております。またオプションとしてTKC 証憑ストレージサービスを利用すると、電子データ保存の他にスキャナー保存も一気に進められますので、クラウド版FXと合わせて経理・総務のDX化を行いましょ。ご不明な点がございましたらいつでも弊社スタッフまでご連絡下さい。